

議案第 6 5 号

日出町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

日出町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 1 2 月 5 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日出町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和 5 2 年日出町条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第 6 条第 3 項中「記録されている」を「記載（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第 7 条第 1 項第 4 号中「（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録できる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては記録。以下同じ。）」を削る。

第 1 7 条第 2 項第 2 号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例を改正したいので提出する。